

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.4 %
全職員	75.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	91.0 %
本省課室長相当職	97.4 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	95.2 %
係長相当職	93.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.3 %
31～35年	92.6 %
26～30年	92.0 %
21～25年	91.4 %
16～20年	92.6 %
11～15年	95.2 %
6～10年	95.8 %
1～5年	92.1 %

【説明欄】

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）
- * 検察官については、職制上の段階がないため、役職段階別に含まない。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。